

総務文教常任委員会記録

令和7年8月26日

【開催日】 令和7年8月26日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時5分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川 博三		
総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
総務課長	杉山 洋子	総務課主幹	奥田 孝則
総務課総務法制係長	江本 洋治		
人事課主幹	福田 智之	人事課人事係長	藤井 貴大
人事課給与係長	長村 知明		
税務課長	大井 康司	税務課主幹	野村 豪
税務課主査兼市民税係長	山根 和之	税務課収納係長	永谷 真史
税務課固定資産税係長	光永 正志	税務課固定資産税係主任	村上 良平
消防課長	吹金原 信夫	消防課課長補佐	乾 博
消防課消防庶務係長	見田 健治	消防課消防団係長	青木 宏薫
教育長	長友 義彦		
教育部長	藤山 雅之	教育次長兼教育総務課長	矢野 徹
学校教育課長	升谷 哲也	学校教育課主幹	田坂 哲省
学校教育課主査兼学務係長	三浦 泰平		

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第 8 1 号 物品の購入について
- 2 議案第 6 9 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 7 0 号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 7 1 号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 7 2 号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 7 3 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 7 4 号 山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を廃止する条例の制定について

午前 9 時 開会

伊場勇委員長 おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。まず、審査内容 1 番、議案第 8 1 号物品の購入について、執行部からの説明を求めます。

升谷学校教育課長 議案第 8 1 号物品の購入についてご説明します。これは、令和 2 年度に国の G I G A スクール構想に基づき整備した、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の機器更新を行うものであり、令和 7 年度は、小学校を対象に 2, 6 9 1 台の端末購入を、買入れ額 1 億 4, 8 0 0 万 5, 0 0 0 円で株式会社大塚商会広島支店と随意契約することについて、議決をお願いするものです。本件につきましては、国において、都道府県単位の共同調達で端末を整備することが補助要件として示されており、山口県では、県内の自治体が参加する山口県教育 I C T 推進協議会での取りまとめの下で実施した公募型プロポーザルにおいて、株式会社大塚商会広島支店が最優秀提案者として選定されたことから、同者を随意契

約の相手方としております。令和7年7月1日に仮契約を行っており、本会議で承認いただいた後に、本契約を締結する予定です。まず、購入に至るまでの経緯について御説明いたします。購入業者につきましては、山口県のGIGAスクール端末共同調達審査委員会に参加をし、選定いたしました。なお、県内では、山口市、岩国市、周南市、美祢市、長門市、山陽小野田市が審査委員会に参加し、同じ業者から購入する手続きを進めております。共同調達審査委員会では、5万5,000円の基本パッケージの審査、選定となっております。具体的には、機器本体とタッチペン、OS、ワープロ、表計算、プレゼンテーション、写真、動画撮影ソフト、端末管理機能等の必要最低限のソフトウェアとなります。4月11日に共同調達審査委員会によるプロポーザルが行われ、基本パッケージの最優秀提案者が決定しました。続きまして、購入するタブレットPCについて御説明いたします。参考資料を御覧ください。機種はLenovo製のChromebook「500e」となります。右上の写真のとおり、キーボードもあり、普通のノートパソコンのように使用することもできます。下段写真のように折り畳めば、タブレットPCのようにタッチパネルでの使用もできます。学年や学習内容、場面に応じた使用方法が可能となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひします。

伊場勇委員長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。質疑は挙手にてお願ひします。

大井淳一郎委員 令和2年に機器を入れて、このたび更新されるということですが。これは今後も5年スパンで更新していくという考えでしょうか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 令和2年度に整備した端末は、経年劣化等があり自然故障が多くなっております。今の機種は堅牢性が高くなっているので、今後はもう少し長く使えると思っております。

伊場勇委員長 今回更新する機種を何年使うか、5年とか6年とかの期間は決まっていないということですね。

三浦学校教育課主査兼学務係長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 今回の購入には他市との絡みもあると思うんです。これはやはり共同調達の審査会の中で、このタイミングで購入する機運が高まったから今回の購入に至ったという理解でよろしいでしょうか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 共同調達することにより複数の市が参加しますので、スケールメリットを生かして使用できるソフトや仕様などより充実した機器が調達できるということから、県内市町が参加して共同調達します。

大井淳一郎委員 本市から呼びかけたわけではなく、審査会の中で購入ということになったということですね。審査会の役割を教えてください。

三浦学校教育課主査兼学務係長 今回の調達に当たっては、共同調達することが補助金交付の要件になっておりますので、補助金を受ける上で共同調達に参加することは必須となっております。調達する機器の仕様などは審査会の中で話し合いました。

大井淳一郎委員 共同調達審査会はどのような形で立ち上がるんですか。常時あるものではないと思うんですよ。購入に至る経緯にも絡むと思うんですが、どのような形でこの審査会が立ち上がって、そして共同購入に至ったんでしょうか。スケールメリットや補助の要件は最初の説明で理解しております。いかがでしょうか。

長友教育長 令和2年に入れた機種については、OS関係や機器の古さがあって、おおむね5年の使用が目安であります。その中で、共同調達するこ

とで安くいいものを手に入れることができるということで、県教育委員会が音頭を取って共同調達審査会を立ち上げ、それに各市が参加して共同調達の会議を進めていくという形ですので、主導しているのは県教育委員会ということになります。

白井健一郎委員 購入理由に「G I G Aスクール構想第2期において、小学校分1人1台端末を更新するため」とありますが、このG I G Aスクール構想第2期は第1期の延長と考えてよろしいのでしょうか。何か留意点がありますか。

長友教育長 G I G Aスクール構想につきましては、御承知のように、まず1人1台端末と高速通信環境の整備から始まっております。文部科学省では教育D Xの進み方を第3段階に分けております。第1段階はデジタルステーション、いわゆるいろいろなものの電子化を進めていこうというところです。第2段階はデジタルライゼーションの最適化によるI C Tデータ活用による指導教育の改善などです。そして、第3段階はデジタルトランスフォーメーションによって新たな価値を生んでいくというところです。この3段階を文部科学省は示しております。現在、これがG I G Aファースト、セカンドとなるかどうか、一致するかどうかは別なんですけども、令和2年度、3年度で1人1台端末を配布し、高速通信環境を整備したことで、まずはデジタル化を進めたということになります。この第2期はさらに最適化を進めようという時期に入りますので、そういったところで違いがございます。

笹木慶之委員 関連事項をお尋ねします。県教育委員会が主導ということですが、財源調達はどうなっているんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 G I G Aスクール構想化基金、山口県公立学校情報機器整備事業費補助金として事業費の3分の2である9, 867万円が入りまして、残りは一般財源になります。

三浦学校教育課主査兼学務係長 G I G Aスクール構想加速化基金、そして、山口県公立学校情報機器整備事業費補助金として、県から9,867万円が入ってきます。残りは一般財源になります。

笹木慶之委員 そうすると、残りの一般財源とは幾らになりますか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 4,933万5,000円になります。

笹木慶之委員 ということは、3分の2補助で、3分の1が費用ですか。

伊場勇委員長 そういった説明がありました。ほかに質疑はありますか。

岡山明委員 今回は1台当たり5万5,000円ということですが、最初に導入したときの金額を聞きたいです。

三浦学校教育課主査兼学務係長 前回の共同調達では1台当たり4万1,870円でした。補助の上限は4万5,000円でした。

岡山明委員 今回は前回よりも多く払っているということです。今回、新しい機種に変わりますが、今までに使っている機種はどうなるのか。例えば放課後児童クラブで使うという感じじゃなくて、もう廃棄処分となるのか、お聞きします。

三浦学校教育課主査兼学務係長 使用可能な端末は、児童生徒の端末が故障した際の予備機として使用したり、教職員が授業で使用する、支援員が使用する等の業務用端末として活用したり、オンラインで授業の配信を行う際の補助端末として活用したりすることを考えております。また、市立図書館での貸出し用端末としての利用や埴生幼稚園での利用も考えております。

岡山明委員 新しく入ってくる機種と今までの機種の両方が使えるということですね。

三浦学校教育課主査兼学務係長 おっしゃるとおりです。

岡山明委員 そういう状況であれば、児童クラブで使うことができるのではないかと。児童クラブではタブレットを使っていないという現状があるんですけど、数的に十分あるとなると、児童クラブで使用できるのではないですか。そういう形で利活用を進める考えはありますか。

長友教育長 児童クラブでの活用につきましては、まだ検討しております。既に1台持っていますので、持って行って使うことができますし、家に持って帰って使うことにもなりますので、基本的には子供が持っている1台端末を使うことにしたいと思います。ただ、家に忘れるなどいろいろな状況がありますので、そうしたことにつきましては児童クラブ担当課と相談しながら考えていきたいと考えております。

伊場勇委員長 児童クラブにタブレットを持って行ったら駄目なんですか。

長友教育長 そこは確認しておりません。

伊場勇委員長 分かりました。所管が違いますので、結構です。

森山喜久副委員長 再度確認です。前回の端末購入金額は、1台あたり幾らですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 4万1,870円になります。

森山喜久副委員長 令和2年議案第102号のときの価格は税抜き5万8,1

00円になっています。国の補助金額が4万1,870円に児童生徒数を掛けたものという説明を受けておりますが、その辺と整合性が取れるように説明をお願いします。

藤山教育部長 手元に資料がございませんので、調べる時間を頂ければと思います。

伊場勇委員長 分かりました。別の質疑に移りましょう。

大井淳一郎委員 児童用2,661台、予備30台ということは、先生分は含まれていないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 教員分は含まれておりません。

大井淳一郎委員 そうなると、教職員と生徒でスペックが違うものを使うことになるのですが、これは大丈夫ですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 問題ないと考えております。

森山喜久副委員長 山口市、岩国市、周南市、長門市、美祢市、山陽小野田市の6市が参加したという話ですけど、前回もその6市が参加したということでしょうか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 前は、山口市と長門市と山陽小野田市の3市でした。

森山喜久副委員長 購入先が株式会社大塚商会広島支店となっておりますが、共同調達のプロポーザルには何者参加されたんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 4者になります。

森山喜久副委員長 先ほどの質問にも関わってくるんですけど、前は小中学校の児童生徒分と教職員分、そして予備を含めて5,340台購入された。今回は小学生分のみ、しかも2,661台ということで、現生徒数に対して少ないように思うんですけど、新しいタブレットはいつから使う予定なんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 2月末を納期としておりまして、本格的に運用するのは令和8年4月を予定しております。現時点での令和8年の見込み児童数は2,662人ですので、最低限の数を購入することとしております。

森山喜久副委員長 2,662人の見込みで2,661台を購入予定と、しかも予備が30台と、その辺はどういう理解をしたらいいですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 予算要求時点での児童生徒数見込みと1人分差が出てしまったということになります。

大井淳一郎委員 古いスペックのものを使う生徒が出てくるような運用はよくないと思うんです。今の話を聞くと、1人分しか差がないですね。子供が減るだろうと思っていても、分からないですよ。移住してきて児童が増えることもあります。これは予備だけで対応できるんですか。古いものを使う児童が出てくるというような格差が出てはいけないと思うんですが、その辺の対応はどのように想定されていますか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 1年間は無償のメーカー保証がございますので、修理に出している間は旧端末を予備機として使用していただくことになるかと思えます。その後、修理から戻ってきまして再びそれを使っていたら形になろうかと思えます。

大井淳一郎委員 それはいいんです。児童全員が新しいもの、これから購入するものを使えることが前提なんです。それが壊れてしまって古いものを使うのは全然構わないんです。

伊場勇委員長 来年度、足りなかったときにはどうするのかということですね。

長友教育長 足りないことはないと考えております。しかし、万が一そうなった場合につきましては、運用で工夫して対応していきたいと思えます。

笹木慶之委員 先ほど来説明がありましたが、県教育委員会が主導で機種を選定したということですが、機種の選定については各市が決定するんですよ。

伊場勇委員長 共同調達審査会のことですか。

笹木慶之委員 それはそれでいいんだけど、その中の6市だけが選んでいるのか。ほかの市は選んでいないということになるんだけど、そのこととの関連はどうなっているんですか。

伊場勇委員長 質疑の意図はわかりますか。審査会に加入している市町以外のところとの関係はあるんですか。転校されてきて、転校前と違う端末であれば使い方が少し違う場合もあろうかと思えますので、その辺を聞かれていますのかなと思えます。

三浦学校教育課主査兼学務係長 山陽小野田市はChrome OS部会に参加しております。令和7年度に更新する他の市町はiPad OS部会がありまして、そちらでプロポーザルが実施された形になっております。

笹木慶之委員 とやかく言う筋合いはありませんが、そういう仕組みの中で動かれていることは分かるんだけど、価格的には問題ないんですか。

長友教育長 Chromebookを使っても、iPadを使っても、ICTを活用した授業ということを考えれば差はありません。使いやすさとかアプリの関係とかで差は出てきますけども、本市ではChromebookを非常に有効活用できているので問題はないと考えております。

松尾数則委員 DXとかタブレットとか、国からの予算もあるし、いとも簡単にかかなりの金額が動いているんです。これが本当に最もいい方法なのかなと思って。例えばソフトを入れ替えるなどは不可能なんですか。

長友教育長 ソフト云々につきましては、最新のものを使っておりますので問題ないと思います。ただ、ハード面に関しましては、いろいろと自然故障等が起きていますので、どうしても買い換える必要があると思っております。

松尾数則委員 ハード面での対応について、機種を5年ごとに変えていく流れの中で、費用をだんだん下げていくことは不可能ですか。

長友教育長 なるべく市の支出が少ないように工夫してやっているところでございます。

松尾数則委員 やっておられるということですが、何をどのようにやっていかれるのか、ちょっと見えてこないんですよ。例えばソフトを変えるとか、ハードを変えるとかです。今はハードを変えている段階なんですが、ソフトを変えることで対応できるなど、そういうことをされたことはあるんですか。

長友教育長 ソフトを変えて対応するとはどういうことを示されているのかよく分からないのでなかなかお答えが難しいんですけども、私たち事務局が考えているのは、なるべくお金をかけずに効果を上げるということ

す。今はそのような形で進めているということで御理解いただければと思います。また、単市でやるというよりもいろいろな市が集まって、スケールメリットを大きくして行うことで価格も下げています。

松尾数則委員　そうですね。なかなか理解してもらえないところもあるんですが、僕が言いたかったのは、Windows OSのレベルをどんどん変えていくという流れもあるじゃないですか。そういう流れをつくっていけないのかなと思っています。

長友教育長　Windows 11がこのたび出ますけども、ハードが古ければ対応できないという現実もございます。そうすると、ハードを買い換える必要が出てくると。だからソフトだけよくするのではなく、ハードもそれに伴ったものにする必要があると思います。ですので、いろいろなことを考えながら、専門的な助言も得ながら、いかに安価な方法でできるかということ工夫してやっているのが現状でございます。

伊場勇委員長　今から出るのは多分Windows 12ですね。（発言する者あり）12じゃないですか。Windows 11ですか。

長友教育長　申し訳ありません。現在、Windows 11まで出ているんですけども、Windows 10の機種もあります。Windows 10の機種でOSをWindows 11にアップグレードしようと思っても、機器が古くてアップグレードできずに新しい機器を買う必要が出てくるのが現状でございます。

岡山明委員　今回、Chromebookを推しているという状況ですね。もう一つあるということで。今回の調査審議会では山口県においては6市ぐらいがChrome OSを使っているという状況です。下関など大きい市は入っていないと。今回、小学校分が1台当たり5万5,000円と、前回と比べて価格が3割程度上がっているという状況です。ほかの機種

を使っている市町があるというお話しでしたが、そちらも恐らく合同で購入されていると思うんですが、1台当たりの価格は幾らくらいになりますか。

長友教育長 i P a dとか、W i n d o w s O Sの機器とかになると思うんですけど、そちらの価格は分かりません。

伊場勇委員長 ほかの審査会でi P a dなどの機種を決めて調達している、本市は入っていないから分からないということですね。

長友教育長 加えて言いますと、ハードの値段につきましては、C h r o m e b o o kが一番安いということになります。

森山喜久副委員長 前回のことに絡んで申し訳ないんですけど、令和2年10月の物品購入では、児童用3,140台、生徒用1,551台、教員用405台、予備244台の合計5,340台を買われています。それは現在どのような形になっているのか、それが今後どういうふうな予定なのか、教えてください。

升谷学校教育課長 現在の学校での活用でございますが、授業ではほぼ毎時間使っている形です。その中に入っているドリル形式のものを行ったり、自分の思考を振り返ったり、他者と共有したり、教員とのやり取りに使ったり、プロジェクターを使って授業で活用するという方法を取ったりしているところです。持ち帰りは随分習慣化しまして、週末は家庭に持ち帰って自主学習に利用しています。先ほどもありましたけど、やはりどうしても経年劣化とともに壊れてしまうこともあるので、そのときには教育委員会で予備機を貸し出して対応しているところです。

藤山教育部長 補足します。業者からは更新時には無償で引き取ると言われているんですけども、やはり使えるものでございますので、先ほど担当者

が申しましたように、いろいろな利活用を考えております。正式には調整できておりませんので、今後検討したいと考えております。

森山喜久副委員長 小学校分の3, 140台については、どのように活用するのははまだ不明と。中学校分の1, 551台と教員用の405台はそのまま引き続き使っていくということでもいいんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 おっしゃるとおりでございます。

伊場勇委員長 このたびは小学生のものだけを新しいものに変えて、それ以外のものはそのまま使うということですね。なぜ小学生のものだけを変えるんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 これまでの故障台数から、当初は単年度での更新を考えておりましたが、令和7年度に機器の更新が集中することから、県を通して複数年に分けて調達してほしいとの要請がありました。また、市の財政負担の点からも、単年度に集中するよりも複数年度にまたがって購入したほうが良いとの判断から、令和7年度は小学校分、令和8年度は中学校分の更新としました。令和7年度はなぜ小学校分かといいますと、取扱いの問題で小学校分の故障台数が多かったのも、そちらを先に更新しようと考えました。

森山喜久副委員長 前回、児童用で購入した3, 140台と予備分の244台を合わせて、使用可能台数は何台あるんですか。

伊場勇委員長 学校にいろいろ振り分けているので細かい数字は難しいかもしれませんが、何台購入して、実際に現在は何台使えるのか、おおよその数でいいのでお答えください。把握できていなければそのようにお答えください。

長友教育長 細かい数字は今のところありませんが、子供たち1人1人が必ず使えるような体制を整えております。

森山喜久副委員長 壊れるという話が出たと思うんですが、保守は単年度でやっているのか、令和5年度でやっているのか分からないけど、保守の状態、保証の状況はどうなっているか教えてください。

三浦学校教育課主査兼学務係長 令和2年度に購入した端末は、保守費用が高かったので1年間のメーカー保証のみでした。今回調達する端末も1年のメーカー保証のみとなっております。

森山喜久副委員長 有償での保守パックには入らないと理解していいですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 そのとおりでございます。

森山喜久副委員長 端末のランニングコストはどれぐらいかかっているんですか。通信料などです。

伊場勇委員長 ランニングコストについて、今後ハードを変えることでどう変わるのか、それについてはいかがですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 今の通信運搬費についてはすぐにはお答えできません。機種が変わることによって通信運搬費が変わることはございません。

大井淳一郎委員 令和5年10月26日付の文部科学省から事務連絡で「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分最終又は再資源化等について」という通知が出ています。都道府県の教育委員会宛てに出しており、これを市町村に通知してほしいという内容なんですが、その中で現行端末の再使用や再資源化の手法の例が挙げられており

ます。この文書に従って適切な処分をしていただきたいと思いますと思うんですが、この通知については承知していらっしゃるでしょうか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 承知しております。

大井淳一郎委員 何が言いたいかという、児童クラブ等で活用を考慮されているということですが、やはり3,000台ということですから、大半は処分していくことが考えられます。その場合に委託の手法がいいかげんであると、不法投棄などにつながっていくんです。その辺りの処理の委託についてもきちんと検討されていますでしょうか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 このたび最優秀提案者となった株式会社大塚商会では、サービス内容として端末の消去証明等を提出するという無償サービスがありますので、きちんと処分していただけるサービスがついているということになります。

大井淳一郎委員 さっきの答弁と絡むんですが、これは株式会社大塚商会が引き取って適切に処分するものと理解してよろしいですね。

三浦学校教育課主査兼学務係長 おっしゃるとおりでございます。

松尾数則委員 恐らく学生は家へ持って帰って家のWi-Fiなどに接続したいと思うんでしょうけれど、どの家もWi-Fiが使えるような状況になっているんでしょうか。

伊場勇委員長 物品購入とは少し離れますけど、回答できますか。

長友教育長 家にWi-Fiがあるところについては、それを使っていただくようお願いしておりますし、ないところにつきましてはルーターの貸出しを行っております。

森山喜久副委員長 現在使っている児童用の3, 140台に関しては、これからも継続して使うなり予備として置いておくなりすると。それとも、基本的には無償で引き取ってもらうんですか。どっちなんですか。

伊場勇委員長 方向性は今検討中ということなんですけれども、どうでしょうか。

長友教育長 先ほどいろいろな御提案がありましたので、検討しているところでございます。

伊場勇委員長 保護フィルムは附属しているんですか。

三浦学校教育課主査兼学務係長 保護フィルムはついておりません。頑丈なガラス面になっております。

伊場勇委員長 分かりました。ほかに質疑はありますか。

森山喜久副委員長 先ほどの質疑に対する回答をしてもらっていません。

伊場勇委員長 そうですね。失礼しました。前回購入時の金額はもう分かりましたか。前回の購入単価は4万1, 870円という説明でしたが、副委員長の資料の中では約5万円とありました。

長友教育長 時間を頂いてよろしいですか。

伊場勇委員長 分かりました。それではここで暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前 9 時 5 2 分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。先ほど質疑についての回答を求めます。

三浦学校教育課主査兼学務係長 先ほど副委員がおっしゃられました令和 2 年 10 月の資料では、税抜き 5 万 8, 100 円で、税込みにしますと 6 万 3, 910 円になります。そのうち端末の代金が 4 万 1, 870 円、有償ソフトの代金が 2 万 2, 040 円となっております。今回の調達では有償ソフトの購入はございません。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第 81 号物品の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それではここで職員入替えのため暫時休憩とします。

午前 9 時 5 4 分 休憩

午前 9 時 5 6 分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。続いて、審査内容 2、議案第 69 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

執行部からの説明を求めます。

杉山総務課長 議案第69号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明します。まず、条例の詳しい内容の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法について御説明します。番号法は国民一人一人にマイナンバーを付与することで、社会保障、税、災害対策分野などにおける行政手続の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されました。平成27年10月から住民票を有する全ての人に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月から窓口等での各種申請手続において必要となる書類が簡素化されるなど、市民の利便性の向上につながっています。ただし、マイナンバーを通じて情報連携させることで様々な個人情報を利用できるため、マイナンバーを利用できる事務については、この番号法で定める法定事務、準法定事務及び地方自治体が独自に条例で定める独自利用事務のいずれかに限定されています。独自利用事務として、本市でマイナンバーを利用する事務を定めているのが本条例であり、本条例により個人番号を利用した事務の取扱い及び庁内における情報連携が可能となります。改正の概要につきましては、番号法が改正されたことに伴う定義の追加及び番号法を利用する引用条文の文言の整理等や基幹業務システムの標準化に伴う独自利用事務の追加など、所要の改正を行うものです。具体的な改正点は3点ございます。新旧対照表を見ていただくと分かりやすいかと思います。まず具体的な改正内容の1点目は、令和6年6月に公布された番号法の改正において、番号法第2条第7項に用語の定義として「カード代替電磁的記録」が追加され、項ずれが生じたことにより、本条例第2条第2号から第4号までにおいて引用する番号法の項番を改めるものです。この法改正により、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することができるようになりました。2点目は、令和5年6月に公布された番号法の改正に

において、他の機関との特定個人情報の情報連携について定めている番号法別表第2が番号法から削除され、同表で定めていた法定事務について省令で規定されることになりました。これに伴い、省令で規定することとなった事務等について本市の条例条文中で引用するため、番号法内で新たに用語の定義が追加されたことに伴い、本条例においても同様に第2条第5号及び第6号に定義を追加するとともに、第4条第1項及び第3項中の条文の引用箇所の文言を改めるものです。この法改正により、国において新たな行政サービスで情報連携が必要となる場合に、手続の期間短縮が可能となります。3点目は、「住登外者宛名番号管理機能」の独自利用事務への追加に伴う改正です。本年11月から基幹業務システムの標準化が実施予定であることに伴い、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることになりました。この住登外者宛名番号管理機能とは、本市の住民基本台帳に登録されていないものの、本市の行政サービス上で記録が必要な方の個人情報を管理するための機能です。具体的には、市外の自治体に在住し、住民登録を市外でしている方であって、例えば、本市に不動産を所有しているために本市が固定資産税を課税する方や、本市から市外の高齢福祉施設への入所に伴い市の被保険者資格を継続したまま転出する方などです。当該機能を扱う事務については、独自利用事務として条例に定める必要があると国から示されたことから、条例第4条第4項や別表第1、第2、第3の各表に住登外者宛名番号管理機能及び庁内の情報連携に関する規定を追加するために改めるものです。最後に施行日についてですが、本条例については公布の日から施行することとしております。なお、今回の議案に係る条例改正により現状の市での個人番号の取扱いに変更が生じるものではありません。説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 先ほど説明があったんですが、第4条第4項が新たに加えら

れて、「市長又は教育委員会が自ら保有するものを利用することができる」という条文ですが、これが加わったことで何が変わるのでしょうか。

江本総務課総務法制係長 番号法別表に規定されている法定事務や準法定事務と独自利用事務である住登外者宛名番号管理機能との庁内連携を可能とするための規定となっております。

大井淳一郎委員 庁内連携という言葉が出ました。分かる範囲でよろしいんですが、具体的にどのような形で庁内連携が図られることになるのでしょうか。

江本総務課総務法制係長 個人番号を扱う事務はそれぞれの部署にあると思いますけれども、事務の中で個人番号を保有した場合、それぞれの事務で相互に利用することができるというのが庁内連携となります。

大井淳一郎委員 具体的にどういった場面でどの部とどの部が連携されるか、具体例を一つ二つ挙げていただければ結構ですが、いかがでしょうか。

杉山総務課長 例えば、障害福祉課では、障害福祉サービスにおいて税情報を使って所得区分を判定します。また、教育委員会においては、就学援助のときに税情報等を活用します。そういった庁内の連携が考えられます。

白井健一郎委員 先ほど、マイナンバーカードの情報を全てスマホに搭載できるという話がありました。もう少し詳しくお願いします。

杉山総務課長 マイナポータルというアプリが a n d r o i d 用と i P h o n e 用と別々に開発されています。このアプリをインストールしていただいて、マイナンバーカードをかざして手続をすることで、個人情報の管理をしている団体からスマホの中に電子証明をするデータが送られてきます。そのデータがあることで、マイナンバーカードを持ち歩かずとも

スマホの中にその証明機能が搭載されていますので、スマホをかざせばカードがなくとも、カード情報のデータを基に様々な情報連携が図れるというものになります。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を閉じます。それでは討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第69号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは続きまして、審査内容3、議案第70号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは資料が出ていますので、それも含めて執行部からの説明を求めます。

福田人事課主幹 それでは、議案第70号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。お手元の参考資料を御覧ください。一つ目、改正理由を御覧ください。このたびの改正につきましては、令和6年度の人事院勧告におきまして、民間の育児介護休業法の改正により講じられた措置を踏まえ、公務においても職員の仕事と育児の両立支援のニーズに対応するため、年齢に応じた仕事と育児の両立支援制度の周知、利用に関する職員の意向確認、職員の個々の状況に応じた配慮に関する規定を整備するための改正となっております。その下の改正概要を御覧ください。このたびの改正の概要といたしましては、妊娠、出産期の職員に対する支援措置に関する制度周知や利用の意向確認、職員から申出があった際の個別の状況に応じた配慮に関する規定の整備、3歳に満たない子を養育する

職員に対する支援措置に関する制度周知や意向確認、職員から申出があった際の個別の状況に応じた配慮に関する規定の整備となっております。なお、これまでも出産育児に関する支援措置につきましては、対象職員への周知や意向確認、必要な配慮は行ってきておりますが、このたび、民間法制におきまして事業主の義務とされたことに伴いまして、国の人事院勧告に基づいて条例に規定するものとなっております。その下に本市の主な支援措置と記載させていただいておりますので、御覧いただけたらと思います。なお、このたびの条例改正の施行日につきましては、法律の施行に合わせまして、令和7年10月1日から施行するものとしております。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 これまでも支援措置をやってきたという御説明がございました。妊娠、出産期の職員に対する支援措置に対する周知や意向確認はどのような形でされているのか。そして、この議案が可決されたら周知方法が変わるのか、これについてお答えください。

福田人事課主幹 これまでの制度周知や利用に関する意向確認につきましては、市の掲示板を使ってさせていただいております。また、妊娠、出産等の申出があった職員、育児に関する相談があった職員には紙を配布して支援制度を案内しています。どういったときに使えるか、どういった要件か、取った場合に給料がどうなるかといったところも相談に乗ったり説明をさせていただいたりしております。また、今回の改正をもってどのように今後変わっていくかですけれども、これまではこういった制度があるということを1枚の紙で簡素化した形で周知していた部分もあり、中には使われていない制度もございました。今後はどういった時期に、どういった制度が使えて、使えばどうなるかというところを詳しくしたガイドブックを作成し、そちらを職員に周知するとともに、利用したい

という職員があれば個別に対応していく形で考えております。

森山喜久副委員長 参考資料について、男性職員の育児参加休暇、出生休暇、育児休業とありますが、育児期の休暇には男性職員の関係はないということですか。その辺の説明をお願いします。

福田人事課主幹 男性につきましても育児期のところに書いておりますもの、育児休業、部分休業、育児短時間勤務などは全て利用できます。記載内容が分かりにくかったと思いますけれども、育児期のものは女性、男性関係なく利用することができます。

笹木慶之委員 条例の改正理由に「配慮に関する規定の整備」とあるんですよ。配慮規定というのは、どのような手続と理解すればいいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 支援制度は、先ほど主幹が説明しましたように、休暇制度とか給付制度とか時間外の制限とかいろいろございます。配慮としては、例えば業務量の調整とか人事異動とかで配慮していくことが考えられるかと思います。

笹木慶之委員 この配慮とは主観的なものなのか、客観的なものなのかということ。主観論では困るわけです。客観的な事実でしょう。配慮という言葉は、どのように理解すればいいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 育児の状況も確認させていただいて、その中でどういう配慮ができるのか判断していくようになろうかと思います。

笹木慶之委員 的確な労務管理がされていると理解していいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 相談等があれば、状況に応じて可能な範囲では配慮しております。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。それでは討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第70号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続いて、議案第71号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について執行部からの説明を求めます。

福田人事課主幹 議案第71号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。こちらの会計年度任用職員の勤務時間条例の改正につきましては、さきに御説明させていただきました正規職員と同様に、妊娠出産期の職員、3歳に満たない子を養育する育児期の職員への支援措置の周知、利用の意向確認、個別の状況に応じた配慮に関する規定の整備を行うものとなっております。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 確認です。今回の議案にかかわらず、正規職員については配慮してきたということなんですが、会計年度職員も同じ扱いをしているという状況と理解していいのでしょうか。

福田人事課主幹 会計年度任用職員につきましても、正規職員と同様に制度の周知をさせていただいております。現在でも育児休業をされている会計

年度任用職員の方もいらっしゃいます。制度については周知をさせていただいて、利用意向確認をさせていただいた上で、適正に使えるものは使っているという状況です。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第71号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続いて、議案第72号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

福田人事課主幹 それでは、議案第72号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。最初に、1、改正理由を御覧ください。このたびの改正につきましては、令和6年度の人事院勧告におきまして、仕事と育児の両立支援の拡充措置として、公務員においても民間労働法制に遅れることなく、働きながら子の養育を容易にするための育児に関する休業休暇制度を新設することとされたことに伴いまして、改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき休業制度を規定するものとなっております。2、改正概要を御覧ください。現在、小学校就学前の養育する職員が申請できる部分休業制度がございます。1日2時間の範囲内で勤務時間、始業時間または終業時間に連続して30分を単位として取得できる休業制度ではありますが、まずこの取得要件を緩和するとともに、部分休業に新たな取得パターンを追加する改正となっております。まず、緩和される内容につきましては、30分単位で2時間の範囲で取得できる既存の

部分休業を、勤務時間内であればどの時間帯区分でも取得可能となります。これまでは始業時間終業時間に連続しなければ取得することができませんでしたが、勤務時間内であればどの時間帯区分でも取得でき、例えば、午前11時から12時までと午後1時から2時までというように、お昼休みにくっつけて2時間取得するというようなことも可能となります。続いて、パターン2と書いておられますところが新たな部分休業制度になります。こちらにつきましては、1年度において、10日間に相当する時間、フルタイムの職員は1日7時間45分勤務しますので、10日間に相当する時間77時間30分の範囲内で、1日の休業時間の上限をなくして休業を認めるものとなっております。取得単位は原則1時間となっております。なお、正規職員、会計年度任用職員いずれも、部分休業制度は無給の休業制度となっておりますので、取得した職員はその取得時間分の給料が減額されるという制度になっております。また、パターン1、パターン2と部分休業制度が分かりますので、対象となる職員はいずれかのパターンを選択して申請をするという形になります。改正後の条例につきましては、法律の施行に合わせまして、令和7年10月1日から施行するものとしております。また、年度の途中からの施行となりますので、今年度につきましては、新たな部分休業パターン2につきましては、10日間に相当する期間を5日間に相当する時間となる経過措置を設けることとしております。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 パターン1、2それぞれによしあしがあると思うんです。状況によっては、パターン1を選びつつもパターン2を選びたいときもあるということもあるんですが、組み合わせることはできるんですか。

福田人事課主幹 現在の法律の運用の中では、組み合わせることはできないこととなっております。パターン1につきましては、1年間という期間で、

毎日朝8時半から9時までと夕方16時15分から17時15分まで、合わせて1時間30分の部分休業をすることを申請していただいて、それを承認して、毎日部分休業をするという制度になっております。パターン2につきましても、今年度はパターン2で取得したいという申請を最初にさせていただきまして、その後に育児等の状況に応じて、今日は何時間取りたい、明日は何時間取りたいとその都度申請して、その時間の積み上げがフルタイムの職員であれば77時間30分まで使えるという制度になっております。今日はパターン1、明日はパターン2という形は、どうしてもそうしなければ育児に支障を来すという特別な事情があれば認められるという法律の規定にはなっておりますが、原則はどちらか決めていただくという形になっております。

笹木慶之委員 給与制度の問題の中で、減額の取扱いが出ましたよね。それについて共済費や退職手当の関係はどうなるんですか。

長村人事課給与係長 部分休業を取られた場合につきまして、共済費の免除等はありません。ただ、手当金として今年から新たに制度が出ましたので、部分休業を取られて減額が発生した場合に、一定程度の支給金が共済組合から支給されるというものがあります。また、退職金に関しましては、部分休業を取られた期間に関しての減産規定はありませんので、退職金には影響ございません。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑なしと認めます。討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第72号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それではここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時36分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。議案第73号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちら資料もございます。執行部からの説明を求めます。

大井税務課長 それでは、議案第73号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要を御説明いたします。今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、このうちの一部については、施行日の関係から、6月定例会市議会において御承認いただいております。今回の改正は、順次施行される内容についてのものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の条例改正の主な内容としては、大きく3点が挙げられます。一つ目は公示送達について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、または公示事項をその地方公共団体の事務所に設置したパソコン画面等の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって実施することとされています。本市は、市ホームページへの掲載と従前どおり掲示板への掲示を予定しております。なお、この規定の施行の日は現時点で未定となっておりますが、令和5年改正法の公布の日である令和5年3月31日から起算し

て3年3月を超えない範囲内において、政令で定める日に施行されることとされているため、遅くとも令和8年6月29日までには施行となることから、本市の税条例の規定を整備するものです。二つ目は個人市民税関係で、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）創設に伴う規定の整備です。令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として所得税法の改正が行われ、これに伴い個人住民税に関しても制度改正が行われることとなりました。19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、控除の額が段階的に逡減する仕組みを新たに設けるものです。これまでは19歳以上23歳未満の大学生年代の子等のうち前年の合計所得金額が48万円以下のものを有する場合に特定扶養控除として45万円が控除されていましたが、令和7年度税制改正により、特定扶養控除の所得要件が58万円に引き上げられるとともに大学生年代の子等のうち前年の合計所得金額が58万円超123万円以下のものを有する場合、最大45万円から3万円の控除を受けられる「特定親族特別控除」を新たに設けるものです。また、このたびの制度変更における影響額については、あくまでも令和6年所得の状況から算定すると200万円程度の減収を見込んでおります。なお、施行日は令和8年1月1日となっております。三つ目は、加熱式たばこに係る市たばこ税についてです。現在、加熱式たばこについては、紙巻きたばこより税負担水準が約8割と低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても課税方式が見直されました。また、これまでは重量と価格によって加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する課税方式を、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する等の仕組みとされました。この法改正に伴い、条例附則に所要の規定を新設するものであり、施行日は令和8年4月1日となっております。なお、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する経過措置が定められております。なお、このたびの制度変更におけ

る影響額については、令和6年度実績から算定すると令和8年度は3,000万円、令和9年度は4,500万円程度の増収を見込んでおります。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 まず、公示送達の関係です。ホームページから見られるということなんですが、これはバナーなどをつくるのでしょうか。イメージを教えてください。

大井税務課長 ほかの課にも関係することで、まだ正式に協議して決まったわけではございませんが、税務課として考えているのは、ホームページのトップページから見られるような形を想定しております。

大井淳一郎委員 税務課の関係では、具体的にどのようなものが公示送達されるのでしょうか。これまで掲示されていたものであると思うので、具体例を教えてください。

大井税務課長 今までの公示送達の例としましては、当初賦課の関係の納税通知書、督促状等です。

森山喜久副委員長 公示送達の関係で、掲示されて何日目から効力が発生するというルールがあったと思うんですけど、その辺を教えてください。

大井税務課長 掲示して7日たちますと送達の効力が発生する形になります。

森山喜久副委員長 先ほど言われたホームページの関係も同じように、ホームページに掲載して7日経過したら効力が発生すると理解してよろしいでしょうか。

大井税務課長 掲示板も有効ですので、同じ日数でカウントするような形になります。

白井健一郎委員 個人市民税関係で、特定親族特別控除に係る規定の整備は、本市が独自に取り組まれたということですか。

大井税務課長 国が所得税法を改正しましたので、それに伴って今回は住民税に関係する部分の税条例の改正になります。

大井淳一郎委員 以前ありました123万円の壁ですね。壁が変わって減収になって影響はありましたが、これは国が減収分を補填するんじゃないかという議論が以前にあったと思うんですが、それはもうないという理解でよろしいでしょうか。

大井税務課長 現時点では国が補填してくれるということは聞いておりません。

岡山明委員 たばこ税の部分で、8割は紙たばこで、残り2割が新しいタイプ、加熱式たばこということでもいいですか。

大井税務課長 令和4年につきましては、紙巻きたばこが65%、加熱式が35%、令和5年度につきましては、紙巻きたばこが60%、加熱式が40%、令和6年度につきましては、紙巻きたばこが55%、加熱式が45%、だんだん加熱式の割合が増えております。

岡山明委員 令和8年4月と10月にそれぞれ料金が変わるとあるんですけど、金額的には3,000万円と4,500万円ということで1.5倍の増収という話がありますね。2段目で金額が変わるといいですか。

大井税務課長 激変緩和措置は先ほど御説明しました。それが令和8年4月の

第1段目では、本来かける税に対して0.5、つまり5割減で課税されます。10月からは100%という形になりますので、差が5割という形になります。

笹木慶之委員 もう一度確認します。個人市民税の関係で、所得控除の見直しの影響額は幾らでしたか。

大井税務課長 令和6年度の所得で算定しますと、約200万円の減となっております。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。それでは、討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第73号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、ここで総務文教常任委員会を暫時休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午後1時 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開いたします。議案第74号山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を廃止する条例の制定についてです。執行部からの説明を求めます。

吹金原消防課長 それでは、議案第74号山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を廃止する条例の制定について御説明します。本条例は、山陽消防署埴生出張所の建て替えに伴う建設財源の確保を目的として令和3年度に設置されたものです。基金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部または一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第10条第3項に規定する施設整備基金として積み立てられ、令和6年度末においてその全額を対象事業に充当し終えたことで所期の目的を達成したため、これを廃止するものであります。なお、施行日は公布日としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 役割を終えて基金条例を廃止するということですが、山陽消防署埴生出張所は、外構も含めて全て工事が終わったんですか。それとも、工事は終わっていないけれども、この基金を取り崩したので役割を終えたという理解でよろしいでしょうか。

吹金原消防課長 令和7年3月末に新出張所の建設が完了いたしました。7月に新出張所の周りの外構工事が完了いたしまして、8月20日の開所式で皆様に御披露させていただきました。9月2日から新出張所の業務を開始する予定です。今後におきましては、旧庁舎の解体や第2期外構工事に入る予定でございます。

大井淳一郎委員 やはり解体がありますね。今後は取り崩した基金の中でやっていくのか、それとも、新たに通常の予算措置をするのか、これについてお答えください。

見田消防課消防庶務係長 基金につきましては、令和5、6年度の庁舎の建設費用に全額を充てております。それだけでは全額を賄えておりませんので、その他の費用については一般財源において一般事業債を起債して行

っております。

笹木慶之委員 基金条例というのは、山陽小野田市の消防署の出張所建設に係ることですよね。財源、手当の問題は、消防組合との関係もあるでしょう。しかし、それはあくまで基金としてつながっているということだけであって、出張所としての機能がつながっているということではないということですね。あくまで建設に関する基金だけがつながっていると理解していいですか。

吹金原消防課長 お見込みのとおりでございます。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしとします。討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第74号山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 分 散会

令和 7 年（2025 年）8 月 2 6 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇